

# 山口県報

令和3年  
6月1日  
(火曜日)

## 目次

○告示

土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……………

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告（畜産振興課）……………

森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）……………

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正（会計課）……………

○公告

毒物劇物取扱者試験の実施（薬務課）……………

指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所所在地の変更の届出（建築指導課）……………

○企業局告示

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査……………



### 山口県告示第百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年六月一日

土地改良区の名称  
下関土地改良区

認可年月日  
令和三年六月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県告示第百九十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条の規定により、次のとおり報告を求める。

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示（令和二年山口県告示第百八十八号）は、廃止する。

令和三年六月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため
- 二 報告すべき者  
報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「鶏等」という。）の羽数の合計が百羽以上又は飼養しているだちようの羽数が十羽以上である農場の所有者
- 三 報告すべき事項  
二に掲げる農場において、毎週月曜日から日曜日までの間に飼養し、及び死亡した鶏等の羽数その他鶏等の羽数の増減に関する事項
- 四 報告書の提出期限  
報告の対象となる期間の初日の属する月の翌月の十日正午
- 五 報告書の提出先  
二に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所
- 六 その他  
高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、直ちにその旨を報告すること。

### 山口県告示第百九十五号

令和三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和三年六月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単 位 区 域	許可をすべき皆伐面積の限度 (ヘクタール)	許可をすべき皆伐面積の限度 (ヘクタール)
阿北地区	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。阿武郡阿武町、萩市(平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。山口市(平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。))	一一・七六	一三二・八四
橋本川	山口市(平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。)	二六一・六二	三四九・二三
厚東川、厚狭川	宇部市 美祢市 山陽小野田市	六四七・〇九	二四九・二五
豊浦地区	下関市	三六九・七二	二〇〇・九三
大津地区	長門市	四五一・八一	一七七・二七
大島地区	大島郡周防大島町	—	六・九八

二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単 位 区 域	許可をすべき皆伐面積の限度 (ヘクタール)	許可をすべき皆伐面積の限度 (ヘクタール)
阿武町	宇部市	〇・一二	九・〇二
萩市	防府市	三・九〇	〇・七二
長門市	下松市	三・二八	二・〇六
	柳井市		
	平生町		
	上関町		
	周防大島町		一一・五〇

下関市	一一・六二	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六
-----	-------	-----	------	-----	------

三 保健保安林

山口県	許可をすべき皆伐面積の限度 (ヘクタール)	一三四・五八
-----	--------------------------	--------

山口県告示第九十六号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正し、令和三年六月三日から施行する。

令和三年六月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中

周南市新南陽総合支所	周南市古市一丁目四番一号	平成一五、四、二二	に改める。
周南市新南陽総合支所	周南市岐山通一丁目一古市二丁目四番一号	令和三、一、二九	

を



(一五二) 令和三年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

令和三年六月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和三年十月十二日(火曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受験願書の受付期間

令和三年七月五日(月曜日)から同月十六日(金曜日)まで(郵送の場合は、七月十六日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

(三) 電算入力票

六 受験手数料

一万千六百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和三年十一月十二日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部薬務課のホームページに掲載する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三三〇一八)にすること。

(一五二) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

令和三年六月一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社東京建築検査機構 東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号
- 二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変	更	後	変	更	前
東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号	東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号	東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号	東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号	東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号	東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号
広島市中区銀山町三番一号	広島市中区銀山町三番一号	広島市中区銀山町三番一号	広島市中区銀山町三番一号	広島市中区銀山町三番一号	広島市中区銀山町三番一号
福岡市博多区博多駅前二丁目一七番一五号	福岡市博多区博多駅前二丁目一七番一五号	福岡市博多区博多駅前二丁目一七番一五号	福岡市博多区博多駅前二丁目一七番一五号	福岡市博多区博多駅前二丁目一七番一五号	福岡市博多区博多駅前二丁目一七番一五号

三 変更年月日  
令和三年六月一日



山口県企業局告示第一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、木屋川工業用水道二条化事業送水管布設(上大野送水管)工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和三年六月一日

山口県公営企業管理者 正司 尚義

一 木屋川工業用水道二条化事業送水管布設(上大野送水管)工事

- (一) 工事場所 下関市菊川町大字上大野字大野原から同大字中島までの間
- (二) 工事の概要

泥濃式推進工法	工 法	延 長
		一七九メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事の A 等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業及び水道施設工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (二) 共同事業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 告示二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が水道施設工事の A 等級であること。
- 2 令和三年五月三十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百五十以上であり、かつ、水道施設工事の数値が六百五十以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 告示二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が水道施設工事の A 等級又は B 等級であること。
  - 2 土木一式工事及び水道施設工事について総合評定値の通知を受けていること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和三年六月一日から同月二十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知

電子入札システムを使用して令和三年七月十四日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

- この審査についての問合せは、山口県企業局西部利水事務所（電話〇八三―二八七―一一二二）にすること。